

答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した児童福祉法(以下「法」という。)27条1項3号の規定に基づく各入所措置決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長(以下「処分庁」という。)が、いずれも令和4年2月2日付けの各措置決定通知書(請求人の子である〇〇さん(平成〇〇年〇〇月〇〇日生。以下単に「長男」という。)を措置の対象とするもの及び同じく〇〇さん(令和〇年〇〇月〇〇日生。以下単に「二男」という。)及び〇〇さん(令和〇年〇〇月〇〇日生。以下単に「三男」といい、長男及び二男と併せて「各児童」という。)を措置の対象とするもの。以下併せて「本件各処分通知書」という。)により請求人に対して行った法27条1項3号の規定に基づく児童福祉施設への各入所措置決定処分(以下「本件各処分」という。)の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分はいずれも違法又は不当であるとして、それらの取消しを求めている。

請求人は、子供達に対してもう責任はない。2021年11月23日から18歳の大人になる年まで。責任者は祖母(請求人の母)なので、全て祖母と話してほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 3月 23日	諮問
令和 5年 4月 21日	審議（第77回第2部会）
令和 5年 5月 26日	審議（第78回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 一時保護

法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定している。

また、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

(2) 入所措置

ア 法27条1項3号は、都道府県が行う措置として、児童を里

親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させることを挙げる。

イ 法 28 条 1 項は、保護者（法 6 条によれば、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいうとされている。）が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法 27 条 1 項 3 号の措置を採ることが児童の親権を行う者の意に反するときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置を採ることができる旨を規定している。

ウ 裁判例（東京地方裁判所平成 20 年 7 月 11 日判決・裁判所ウェブサイト掲載）によれば、保護者である親権者等の意に反して施設入所等の措置を採ることについて、家庭裁判所の承認の審判が条件とされているのは、施設入所等の措置が、親権者等の監護権等の制限のみならず、児童の身体の拘束等も伴う措置であることから、親権者等による監護の継続が著しく児童の福祉を害するとの要件（法 28 条 1 項）の認定・判断に加え、児童の福祉、親権者等の権利及び双方の比較衡量の総合的な観点からの当該措置の相当性の判断を、行政機関ではなく、親権の行使及び未成年後見について監督的立場にある家庭裁判所の専権にゆだね、行政機関は、家庭裁判所の判断に従って当該措置の採否を決すべきものとすることにより、児童の福祉の保護及び親権又は後見の擁護の各要請を適切かつ調和的に確保する趣旨によるものと解されるとされている。

そして、上記制度の趣旨等によれば、①法 28 条 1 項所定の要件の有無（虐待の事実など児童の福祉を害する事情の有無）、当該措置の相当性といった承認の実体要件のみならず、②審判の手續要件を含め、当該審判手續及びその上訴審手續で争うことができる事由については、法及び関連法令上、専ら当該審判手續及びその上訴審手續において争うことが予定されており、承認の審判に対する事実誤認・判断不当、審理不尽・手續違背等の実体上又は手續上の不服についても、憲法違反の不服を含

め、すべて抗告、特別抗告、許可抗告の上訴審手続の中で争うべき事柄であって、抗告棄却の決定を経るなどして承認の審判が有効に確定した以上、親権者等は、後行の手続において、これらの不服を主張して確定審判の適法性を争うことはできず、また、上記①の実体要件について、確定審判の基準時以前の事情に基づき確定審判の認定・判断に反する主張をしてこれを争うことはできないと解するのが相当であるとされている。

(3) 児童虐待の定義

ア 児童虐待の防止等に関する法律(以下「虐待防止法」という。)

2条は、児童虐待となる行為として、3号において、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等の保護者としての監護を著しく怠ることを挙げる。

イ 「子ども虐待対応の手引き（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編。平成25年8月改正版）」第1章・1・(2)は、虐待防止法2条3号のネグレクトの例示として、乳幼児を家に残したまま外出すること、食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢などを挙げる。

(4) 権限の委任

東京都においては、法27条1項の措置を採る知事の権限は、法32条1項及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号により、児童相談所長に委任されている。このことは、法28条1項1号の規定により法27条1項3号の措置を採る場合を含む。

なお、法33条2項の一時保護を行う知事の権限も、同細則1条1項5号により、児童相談所長に委任されている。

(5) 法の適用関係

法の適用に関する通則法32条は、親子間の法律関係は、子の本国法が父又は母の本国法（父母の一方が死亡し、又は知れない場合にあっては、他の一方の本国法）と同一である場合には子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法によるとしてい

る。

〇〇国民法 374 条は、非嫡出子の親権が親のいずれかのみにある場合、親権を有する親が単独で行使するものとしている。

2 本件各処分についての検討

(1) これを本件各処分についてみると、請求人は、長男のみを知人に預け、二男及び三男を家に放置して外出したり、長男を叩いたりするなど、各児童に対して不適切な養育を行っており、処分庁は、法 33 条の規定に基づき、各児童を一時保護したことが認められる。

(2) 法の適用に関する通則法 32 条及び〇〇国民法 374 条により、各児童の親権者は、請求人のみであることが認められる。

(3) 処分庁は、各児童を児童養護施設に入所させることについて、各児童の親権者である請求人の承諾が得られなかったことから、東京家庭裁判所に対して、法 28 条 1 項 1 号の規定に基づき、家事審判の申立てを行い、本件審判により各児童の児童養護施設への入所が承認されたため、本件各処分を行ったことが認められる。

(4) そうすると、本件各処分は、いずれも法 28 条 1 項 1 号の規定に則って、各児童を請求人に監護させることが著しく各児童の福祉を害する場合に当たるとして、本件審判による承認を経た上で行われたものであり、かつ、本件審判は、既にその結果が確定しているところであるから、その適法性を争うことはできない(1・(2)・ウ)。

したがって、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、各児童の親権者は請求人ではなく祖母であるとして、本件各処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

しかし、法の適用に関する通則法 32 条及び〇〇国民法 374 条により、各児童の親権者は請求人であると認められ(1・(5)参照)、

その事実を東京家庭裁判所も認定した上で本件審判を行い、その審判は確定したものであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来